

公費医療制度を紹介します

【問】市健康づくり課医療係（☎ 77・8503）

市では乳幼児や重度障害者、ひとり親家庭などに、医療費の助成をしています。なお、本人負担は、3つの制度とも、1つの医療機関ごとにかかる金額です。

乳幼児医療

対象者

小学校就学前の乳幼児

小学1～3年生までの児童（入院のみ）

本人負担

①3歳未満 入院、通院とも無料

②3歳以上就学前の幼児 通院＝月600円が上限、入院＝1日当たり500円（月7日を限度）

③小学1～3年生の児童 入院＝月7日を限度に1日当たり500円（医療証はありません。市健康づくり課医療係が大和・三橋庁舎市民サービス課で払い戻しの手続きをしてください）

所得制限 3歳以上の幼児や児童は扶養している保護者の所得が表の額を超える場合、助成を受けられません。

乳幼児医療所得制限限度額表

扶養人数	国保	国保以外
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

重度障害者医療

対象者 身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A判定の人、身体障害者手帳3級で療育手帳B1判定の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人（精神病床への入院は助成対象外）

本人負担 通院＝月500円が上限（65歳以上は無料）、入院＝月20日を限度に1日当たり500円（住民税非課税世帯は300円で、医療保険者が交付する住民税非課税を証明するものが必要）

所得制限 障害者本人、同居している配偶者や扶養義務者の所得が表の額を超える場合、助成を受けられません。

重度身体障害者医療所得制限限度額表

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	360.4万円	628.7万円
1人	398.4万円	653.6万円
2人	436.4万円	674.9万円
3人	474.4万円	696.2万円
4人	512.4万円	717.5万円
5人	550.4万円	738.8万円

ひとり親家庭等医療

対象者 母子家庭、父子家庭、父母のいない子（小学校就学後から18歳になる年の3月31日まで）

本人負担 通院＝月800円が上限、入院＝1日当たり500円（月7日を限度）

所得制限 父、母、同居している扶養義務者の所得が表の額を超える場合、助成を受けられません。

ひとり親家庭等医療所得制限限度額表

扶養人数	父母	扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円

医療証の更新方法

すでに乳幼児医療証と重度障害者医療証を持っている人で、所得制限限度額を超えていない人は、窓口での更新手続きを行わず医療証を郵送します。郵送時期は9月中旬の予定です。なお、市外から転入して来た人など、市が所得を把握できない人は、窓口での更新手続きが必要なので更新案内通知を郵送します。

ひとり親家庭等医療証を持っている人は、窓口での更新が必要です。更新案内通知を郵送します。

します。健康づくり課が大和・三橋庁舎市民サービス課で申請してください。申請には国民健康保険被保険者証と印鑑が必要です。すでに認定証を交付している人には、別に更新の案内をします。

対象 ①70歳未満の国民健康保険加入者②70～74歳で非課税世帯の国民健康保険加入者（①②のうち市民税が非課税世帯の人は、入院中の食事代も減額されます）

後期高齢者医療の保険証を更新します

【問】市健康づくり課医療係（☎ 77・8503）

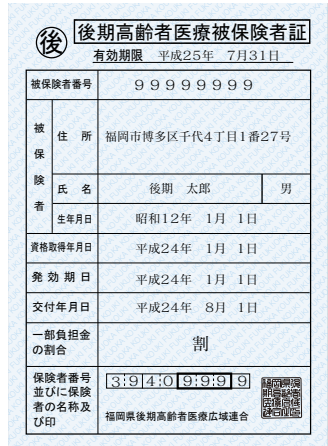
被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成24年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（みず色）は、7月下旬に市から郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取ってもらうことがあります。

8月1日以降に、医療機関を受診するときは、新しい被保険者証（みず色）を提示してください。

有効期限は平成25年7月31日までの1年間です。

7月31日までに新しい被保険者証（みず色）が届かない場合は、市健康づくり課医療係にお問い合わせください。



自己負担割合を確認してください

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割か3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から来年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市民税課税所得が145万円以上ある場合には、3割となります。

ただし、市民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、申請すれば1割負担となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）

①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人との収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日までです。

減額認定証を持っている人で、平成24年度の市民税

が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。

減額認定証を持っていなかった人で、新たに交付を希望する場合は、申請手続きが必要になります。

●申請に必要なもの

印鑑、被保険者証（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間が確認できるものが必要な場合があります）

●申請窓口

市健康づくり課医療係または、大和・三橋庁舎市民サービス課へ

保険料の軽減

●均等割額の軽減

平成24年度も保険料軽減措置として、世帯の所得に応じて被保険者均等割額の9割、8.5割（本来7割の特例措置）、5割、2割軽減を継続して行います。

■平成24年度の保険料（均等割額）の軽減措置

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計
9割軽減	5,504円	33万円（基礎控除額）以下で、かつ被保険者全員が年金収入が80万円以下で、そのほかの所得がない
8.5割軽減	8,256円	33万円（基礎控除額）以下
5割軽減	27,522円	33万円（基礎控除額）＋24.5万円×被保険者（世帯主を除く）数以下
2割軽減	44,036円	33万円（基礎控除額）＋35万円×被保険者数以下

軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額と同じですが、公的年金等収入の場合「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなどの例外があります。

●所得割額の軽減

総所得金額が91万円以下（公的年金のみの場合、収入額で211万円以下）の人は、所得割額が5割軽減となります。

●被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった人は、被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

●保険料の減免制度

災害や失業などで保険料を納めることが難しくなったときは、保険料を減免できることがあります。